

Information 町民税務課

正確な“固定資産税”評価のために

家屋を取り壊したり、増改築した場合のご連絡



取り壊した場合

未登記家屋を取り壊したら「家屋滅失届」のご提出をお願いいたします。現地確認後、翌年度の課税対象から除きます。

なお、登記がされている家屋を取り壊した場合は法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

増改築した場合

増築によって家屋の床面積を増加させた場合、増築した部分も翌年度以降の固定資産税の対象となります。

また、以下のような大規模な改築（リフォーム）をした場合についても、固定資産税の評価の対象となります。

- ①家屋の用途や種類を変更するための内外装などの模様替えが行われた場合
- ②家屋の耐久性や価値を増加させる場合
- ③より品質の高い資材に取り替えた場合
- ④物理的な付加を加えた場合

増改築した家屋の再評価のため、調査に伺わせていただきますので、ご連絡ください。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 全国国民年金基金

人生100年時代の“プラス年金”

国民年金基金制度のご案内

～自営業の方やその家族、学生などの国民年金第1号被保険者の皆様へ～

国民年金基金とは

自営業の方やその家族、学生などの国民年金第1号被保険者の方がゆとりある老後を過ごせるよう、**国民年金に上乘せする公的な年金制度**です。65歳から生涯受け取ることができる終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

加入できる方

国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に加入している方。

ただし、国民年金保険料を免除（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む）されている方および農業者年金の被保険者の方は加入できません。

加入によるメリット

掛け金は全て所得控除対象となるため、所得税と住民税が軽減されます。受給する年金も公的年金など控除の対象となるので、税制面で優遇されます。

被保険者の方が早期に亡くなられたときは家族に遺族一時金（全額非課税）が支払われるため、掛け捨てにはなりません。（一部の年金タイプを除く）

国民年金基金については、**全国国民年金基金福島支部**まで直接お問い合わせください。

問 全国国民年金基金 福島支部 ☎0120-65-4192
〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル5F

Information 町民税務課

『人権問題』でのお悩みはありませんか？

「特設人権相談所」を開設します



皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- DV、離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった
- 家主や地主から一方的に立ち退きを求められている
- 体罰や「いじめ」を受けた
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた
- 高齢者虐待、児童虐待、障がい者虐待が発生している
- セクハラ・パワハラを受けている
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている



福島地方方法務局および福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」とし、当該週間を中心に啓発活動および相談活動を行います。

つきましては下記日程により特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。相談は無料で、内容についての秘密は厳守されます。

特設人権相談所

- 開設日 令和2年12月8日（火）
- 場 所 広野町役場3階 301会議室
- 時 間 午前10時～午後3時

また、人権週間に限らず、電話相談を実施しております。相談は、人権擁護委員および法務局職員が対応しますので、右記のダイヤルにお気軽にご相談ください。

Information 町民税務課

お忘れなようご注意ください！

町県民税・国民健康保険税は12月25日が納期限です

町県民税（第4期）・国民健康保険税（第6期）の納期限などは、次のとおりです。

- 納期限 令和2年12月25日（金）
- 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店 ②福島さくら農業協同組合 本・支店 ③東邦銀行 本・支店 ④いわき信用組合 本・支店 ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店 ⑥福島銀行 本・支店 ⑦大東銀行 本・支店 ⑧広野町役場 出納室 ⑨コンビニエンスストア

- 口座振替日
あぶくま信用金庫 令和2年12月25日（金）
その他の金融機関 令和2年12月23日（水）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

インターネット人権相談

<http://www.jinken.go.jp/>
（パソコン、携帯電話、スマートフォン共有）
※受付時間：24時間



みんなの人権110番 ☎0570-003-110

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

（相談時間：年末年始を除く平日、午前8時30分～午後5時15分）

問 福島地方方法務局人権擁護課

☎024-534-1994
広野町 町民税務課
☎0240-27-4160



広報紙・ホームページ広告募集

■広報紙 1枠 / 5000円～

■HP 1カ月 / 5000円

※連続掲載の場合はさらにお安くします。

掲載したい月の【前月上旬】までに、
総務課 政策広報係（☎0240-27-2111）に
申し込んでください。

プレミアム付事業再開・帰還促進券

プレミアム付 販売中!
ひろの商品券

ご利用期間：令和3年1月17日（日）まで
販売会場：広野町商工会館 9:00～16:00
12月28日（月）まで※土・日・祝日を除く

1セット 10,000円で販売 最大6セット!
(15,000円分) 1人あたり

広野町商工会 ☎0240-27-2311

不動産 購入・売却・賃貸
お家探しのご相談なら

東北技研工業株式会社

☎0240-23-5699
広野町大字下浅見川字広長44-3
広野町みらいオフィスビル1階

司法書士法人 **わたなべ法務事務所**
代表社員 渡辺和則

【主な取り扱い業務】
・相続・売買・贈与による名義変更・会社の登記・建設業

【富岡事務所】〒979-1112 双葉郡富岡町中央二丁目20番地
TEL0240-22-1919 FAX0240-22-1939

【いわき事務所】〒970-8026 いわき市平字童子町4-18
いわき建設会館5F（月～金9:00～18:00）
TEL0246-88-1818 FAX0246-88-1819